

平成21年12月15日

第2139号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（557・福祉政策課）…………… 1
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請（558・環境整備課）…………… 2
- 自然環境保全地域の指定（559・自然保護課）…………… 2
- 自然環境保全地域に関する保全計画の決定（560・自然保護課）…………… 2
- 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定（561・自然保護課）…………… 3
- 自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定（562・自然保護課）…………… 3
- 道路の供用開始（563・北秋田地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（191）…………… 5
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（192）…………… 5

公安委員会告示

- 検定合格者審査の実施（139・生活安全企画課）…………… 6

告 示

秋田県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ショートステイ 杉の里	医療法人 仁政会 理事長	潟上市天王字追分115番1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成21年12月1日
介護センター 花☆花	秋田部品株式会社 代表取締役	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎150	介護予防訪問介護	平成21年8月13日
介護老人保健施設やかた	社会福祉法人 縄文の杜 理事長	山本郡三種町鹿渡字猿田牛淵25番地の61	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平成19年4月1日
短期入所やかた	社会福祉法人 縄文の杜 理事長	山本郡三種町鹿渡字猿田牛淵25番地の61	介護予防短期入所生活介護	平成21年5月15日
ホームヘルプかまくら	有限会社 県南ケアシステム 代表取締役	横手市横手町字六ノ口5	訪問介護	平成21年12月1日

デイサービスセンターこもれび	有限会社 チョウセイ 代表取締役	潟上市天王字上江川47-130	介護予防通所介護	平成21年10月1日
ショートステイ 田沢湖	株式会社 オフィス イ 代表取締役	仙北市田沢湖生保内字街道ノ上80番地2	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成21年12月1日

秋田県告示第558号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第4項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設に係る設置を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第8条第6項の規定により、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 東北電力株式会社
 - (2) 住所 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 高橋 宏明
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
能代市字大森山1番6号
- 3 一般物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2号に掲げる一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
貝及び貝肉処理物（これらの廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日 平成21年10月27日
- 6 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局福祉環境部
イ 能代市上町1番3号 能代市役所第一庁舎1階行政情報コーナー
 - (2) 縦覧期間 平成21年12月15日から平成22年1月15日まで（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 平成22年1月29日
 - (2) 提出先 6(1)に同じ

秋田県告示第559号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第12条第1項の規定により、自然環境保全地域を次のとおり指定し、平成21年12月15日から施行する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域及び面積
秋田県笹森山自然環境保全地域	由利本荘市赤田字滝ノ上1番及び1番1並びに宇土本71番2及び71番4 114.67ヘクタール（次の図に示す部分とする。）

（「次の図」は、省略し、その図面を生活環境文化部自然保護課に備え置く。）

秋田県告示第560号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第13条第1項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県笹森山自然環境保全地域の保全計画の概要

- 1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - 2 特別地区の指定に関する事項
 - 3 保全のための規制に関する事項
 - 4 保全のための施設に関する事項
- 自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。
標識 標柱

秋田県告示第561号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第15条第1項の規定により、自然環境保全地域の区域内に特別地区を次のとおり指定し、平成21年12月15日から施行する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

自然環境保全地域特別地区の名称	自然環境保全地域特別地区に含まれる土地の区域及び面積
笹森山特別地区	由利本荘市 秋田県子吉川地域森林計画区由利本荘市62林班4、11-1、14、15、16、16-1、17、18、18-1、18-2小班、63林班1、2小班 42.67ヘクタール（次の図に示す部分とする。）

（「次の図」は、省略し、その図面を生活環境文化部自然保護課に備え置く。）

秋田県告示第562号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第16条第1項の規定により、自然環境保全地域特別地区内に野生動植物保護地区を次のとおり指定し、平成21年12月15日から施行する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

自然環境保全地域野生動植物保護地区の名称	自然環境保全地域野生動植物保護地区に含まれる土地の区域及び面積	保護すべき野生動植物の種類
笹森山野生動植物保護地区	由利本荘市 秋田県子吉川地域森林計画区由利本荘市62林班4、11-1、14、15、16、16-1、17、18、18-1、18-2小班、63林班1、2小班 42.67ヘクタール（次の図に示す部分とする。）	クロヒメシライトソウ、スハマソウ、シラネアオイ、デワノタツナミソウ、オオヒナノウスツボ、キバナウツギ

（「次の図」は、省略し、その図面を生活環境文化部自然保護課に備え置く。）

秋田県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	285号	北秋田市米内沢字滝ノ沢上段65番3地先から162番27地先まで

- 2 供用開始の期日 平成21年12月15日
- 3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年12月15日から平成22年1月4日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市手形字山崎158番、169番 仮換地指定：秋田駅東第三地区土地区画整理事業 13街区8符号	宅地	登記簿面積 1,979.05	127,000,000
			仮換地面積 1,344	
2	秋田市八橋大沼町130番1、247番3	宅地	1,792.58	65,000,000
		公衆用道路	157	
3	秋田市仁井田新田一丁目143番16	宅地	1,013.06	30,635,000
4	秋田市手形山西町39番22	宅地	227.39	955,000
5	能代市向能代字平影野3番69	宅地	990.40	5,982,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～4	秋田県出納局会計管財課 財産管理・車両班 (電話 018-860-2736)	平成21年12月15日(火)から平成22年1月14日(木)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
5	山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0185-52-6203)	平成21年12月15日(火)から平成22年1月15日(金)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	秋田県出納局会計管財課入札室	平成22年1月15日(金)午前10時
2	秋田県出納局会計管財課入札室	平成22年1月15日(金)午前11時
3	秋田県出納局会計管財課入札室	平成22年1月15日(金)午後1時
4	秋田県出納局会計管財課入札室	平成22年1月15日(金)午後2時
5	山本地域振興局庁舎第一会議室	平成22年1月18日(月)午後1時30分

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当

する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話018-860-2736）に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年12月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,660

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

222,160

秋選管告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年12月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,389
能代市山本郡	26,595
横手市	28,282
大館市	22,568
男鹿市	9,733
湯沢市雄勝郡	20,751
鹿角市鹿角郡	11,789
由利本荘市	24,261
潟上市	9,676
大仙市仙北郡	32,115
北秋田市北秋田郡	11,681
にかほ市	7,815
仙北市	8,688
南秋田郡	7,648

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第139号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条に基づき、公示する。

平成21年12月15日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	平成22年1月28日（木） 午後1時30分から午後4時まで	秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
空港保安警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

2 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

3 定員

30人とする。（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）

4 対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定の空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等危険物運搬警備、貴重品運搬警備に係る1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

5 検定合格者審査の内容

検定合格者審査は、次に掲げる学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係わる事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急措置に関すること（徒手による護身術）。

6 申請手続

(1) 受付期間

平成22年1月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

ア 審査申請書

イ 審査申請書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を有する者にあつては、住所地进行を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は秋田県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状

7 審査申請書等の提出先

(1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 秋田県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者にあつては、県内いずれかの警察署

8 手数料

4,700円

審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

9 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴（上履き）を持参すること。

(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。

(3) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111、内線3043又は3044）に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号